

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示（案）（仮称）」に関する意見の募集について

平成21年10月10日

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

医療事務の効率化等の観点から、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）に基づき、診療報酬請求のオンライン化を進めているところですが、現在、以下の省令・告示について検討しているところです。

①請求省令の改正

平成23年度から原則オンライン化するという方針は維持しつつも、小規模・高齢などの理由によりオンライン請求が困難である医療機関、薬局に対し配慮する観点から、請求省令を改正し、オンライン請求義務化の例外措置等を定めるもの。

②告示の制定

本年5月の請求省令の改正により、オンライン義務化期限を猶予されている医療機関等について、具体的な義務化期限を、厚生労働大臣告示により定めるもの。

つきましては、標記の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示（案）（仮称）」に関して広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成21年10月23日（金）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。電話でのご意見・ご提案にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

なお、提出していただくご意見には必ず「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）について」

もしくは「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示（案）（仮称）について」又はその両方を明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：seikyushorei@mhlw.go.jp

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3504-1210

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。個人又は法人の属性に関する情報については、寄せられたご意見とともに公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【意見書の例】

<「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める告示（案）（仮称）について」>

[宛先] 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室 担当宛

[氏名] ○○○○（○○歳）

[企業名・団体名及び部署名] ○○○○

[〒・住所] ○○○○

[電話番号] ○○○○

[ファクシミリ番号] ○○○○

[意見]

・ 該当箇所 ○○ページ○○行目

・ 意見内容 ○○・・・

・ 理由 ○○・・・